

## 京都女子大学における新型コロナウイルス感染症の取扱い

### A【新型コロナウイルス感染症と診断された場合】

1. 新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める「第一種感染症」です。主治医から治癒と判断され、登学許可をもらうまでは、大学に登学せずに医療機関等で療養してください。
2. 必ず大学「総務課 (somu@kyoto-wu.ac.jp/075-531-7030)」に報告してください。

### B【新型コロナウイルス濃厚接触者と判断された場合】

1. 保健所などにおいて、新型コロナウイルス濃厚接触者と判断された場合は、保健所などの指示に従い、登学許可をもらうまでは、自宅待機をしてください。
2. 必ず大学「総務課 (somu@kyoto-wu.ac.jp/075-531-7030)」に報告してください。

### C【海外から帰国後 14 日間経過していない、あるいは海外から帰国後 14 日間経過していない方と濃厚接触があった場合】

1. 症状の有無に関わらず、海外から帰国後 14 日間、または帰国者と接触した日から 14 日間は、登学・出勤せず、自身の健康観察（検温等）に努めてください。
2. 該当者は大学「総務課 (somu@kyoto-wu.ac.jp/075-531-7030)」に報告ください。
3. 14 日間に体調不良等を感じた場合は、すみやかに最寄りの新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）に電話で相談してください。  
<厚生労働省 HP 各都道府県の相談センターの連絡先>  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)
3. 症状が出ずに 14 日間経過した場合は、登学・出勤を再開する前に、健康観察結果を必ず大学「健康管理センター (075-531-7300)」に報告してください。

### D【体調不良を感じた場合】

1. 毎日検温を行い、風邪の症状（のどの痛み、咳、頭痛等）や発熱がある場合は、登学・出勤を控えて、自宅待機してください。  
（自宅待機基準）：症状が完全に収まるまで（お薬を内服していない状態で、風邪の症状が消失後、あるいは、解熱後に少なくとも 3 日が経過するまで）登学・出勤せず、自宅で待機してください。  
\*症状消失日、解熱日を 0 日として 3 日間である。
2. 帰国者・接触者相談センターや、地域の相談窓口、かかりつけ医などに相談する目安は、
  - ①息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状がある場合
  - ②重症化しやすい者で、発熱や咳などの風邪症状がある場合  
\*糖尿病、心不全、呼吸器疾患などの基礎疾患のある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗ガン剤などを用いている人、妊婦。
  - ③上記以外で、発熱や咳など風邪症状が続く場合（4 日以上続く場合、解熱剤などを飲み続けなければならない場合など）
3. 上記①～③のいずれかの症状がある場合は、登学・出勤せず、すみやかに最寄りの新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）に電話で相談してください。  
<厚生労働省 HP 各都道府県の相談センターの連絡先>  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)
4. 新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）に相談した結果（検査の必要有無、検査結果等）を必ず大学「健康管理センター (075-531-7300)」に報告してください。

## E【感染者と濃厚接触があったと感じた場合】

1. 「濃厚接触者」とは、「感染確定者」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者が目安となります。
  - ・ 感染確定者と同居、あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
  - ・ 適切な个人防护具の着用なしに感染確定者を診察、看護もしくは介護していた者
  - ・ 感染確定者の気道分泌液、もしくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
  - ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な个人防护具の装着なしで、感染確定者と15分以上の接触があった者、感染確定者と会食した者など
2. 感染者と濃厚接触があった場合は、登学・出勤せず、すみやかに最寄りの新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）に電話で相談してください。  
<厚生労働省 HP 各都道府県の相談センターの連絡先>  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)
3. 新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）に相談した結果（検査の必要有無、検査結果等）を必ず大学「総務課（[somu@kyoto-wu.ac.jp](mailto:somu@kyoto-wu.ac.jp)/075-531-7030）」に報告してください。

以上